

別冊 1

三重県スポーツ推進条例（仮称）

素案

三重県スポーツ推進条例（仮称）素案

【構成】

1. 前文

2. 目的

3. 基本理念

- (1) スポーツの価値の向上
- (2) スポーツ機会の拡充
- (3) さまざまな主体の参画・連携
- (4) 競技力の向上
- (5) 障がい者スポーツの推進
- (6) スポーツを通した県民の一体感の醸成及び地域の活性化

4. 各主体の役割

- (1) 県の責務
- (2) 市町との連携
- (3) 県民の役割
- (4) スポーツ関係団体の役割
- (5) 事業者の役割
- (6) 相互の連携

5. 基本施策

- (1) 推進計画
- (2) 県民参加の促進
- (3) 生涯スポーツの推進
- (4) 青少年のスポーツ活動の充実
- (5) 競技力の向上
- (6) 障がい者スポーツの推進
- (7) スポーツを通した地域の活性化
- (8) 施設の整備等
- (9) 健康の保持増進等

6. 推進体制

- (1) スポーツ推進審議会
- (2) スポーツ推進月間
- (3) 顕彰
- (4) 財政上の措置

1. 前文

【条文のイメージ】

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福をもたらすものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与え、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の絆を構築し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な幅広い参画を得ながら、スポーツを通した人づくりや地域づくりを推進することで、スポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集したスポーツによる元気なみえ」を創るため、この条例を制定する。

【制定の趣旨】

前文では、スポーツの持つ多面的な価値、本県スポーツの置かれている現状、そして本県がスポーツを通して目指すべき姿を明記しています。

平成 23 年 8 月、スポーツ振興法が全面的に改正され、新たな「スポーツ基本法」の前文では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であること、スポーツは次代を担う青少年の体力向上や健康で活力に満ちた長寿社会実現に不可欠であること。さらに、人と人、地域と地域との交流促進や、地域の一体感と活力の醸成、地域社会の再生などに寄与するもの」と記され、スポーツの持つ多面的な価値が規定されています。

本県では、これまで「スポーツ振興計画」に基づき、スポーツ関連施策に取り組んできました。現在の「第 7 次スポーツ振興計画」では、基本理念を「生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現」と位置づけ、基本理念の実現に向けた基本施策を「子どもたちの元気づくり」、「地域の活力づくり」、「県民の夢づくり」、「元気の基礎づくり」として、取組を推進してきています。

一方、本県では、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会や、平成 33 年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会の開催を予定していることに加え、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。

これらの大きなスポーツイベントが続く 4 ヶ年は、スポーツの持つ多面的な価値を享受できるビッグチャンスであります。

そのためには、県民の「アクティブ・シチズン」としての自主的・主体的な行動を基盤としながら、県民との協創によって「幸福実感日本一」の県をめざす、「みえ県民力ビジョン」の方針をスポーツの推進にも着実に反映していく必要があります。

スポーツを「人生を豊かにするもの」<幸福実現のための要素>と捉え (Sport For Happiness)、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生を実現するため、新たな仕組みづくりが必要です。

「県民力を結集したスポーツによる元気なみえ」をめざし、県民の幅広い参画を基盤に、スポーツを通した人づくり、地域づくりを推進するため、新たに条例を制定することとします。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・どのような成果や効果を求めて条例を制定するのかを整理する必要がある。
- ・県民力ビジョンにある「アクティブ・シチズン」「幸福実感日本一」といった言葉をスポーツ推進のための条例にも盛り込んではどうか。
- ・スポーツ以外の娯楽が増えている社会状況を踏まえて、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を条例の中で打ち出していけると良い。
- ・スポーツを通して夢や感動を育み、幸福を実感できる社会を目指すことを条例で謳ってはどうか。
- ・自立し行動する県民（アクティブ・シチズン）一人一人が社会を形成していくイメージを大切にすると良い。
- ・インターハイ、国体後もレガシー（遺産）として残っていくという意味でも、人づくりの視点は重要である。
- ・条例の制定が、行政からの押し付け（上から目線）にならないよう、県民の自主的、主体的な行動を基盤とするべきである。
- ・県民力ビジョンをベースに、県民の自主的、主体的な行動を促すことで、スポーツを通して幸福を実現するという考え方は、斬新で素晴らしい。
- ・県民の自主性、主体性を重視している部分は、大切にするべきである。

2. 目的

【条文のイメージ】

この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【制定の趣旨】

本項は、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるようなスポーツの果たす役割の重要性を鑑み、本条例において、スポーツの推進についての基本理念を定め、県の責務、県民及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その目的が「幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与すること」にあることを示しています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・どのような成果や効果を求めて条例を制定するのかを整理する必要がある。
(再掲)
- ・スポーツを通して夢や感動を育み、幸福を実感できる社会を目指すことを条例で謳ってはどうか。(再掲)

3. 基本理念

(1) スポーツの価値の向上

【条文のイメージ】

スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に発揮され、県民がそれを理解し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

【制定の趣旨】

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与しています。

また、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の絆を構築し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に貢献します。

本県においては、スポーツの持つ多面的な価値を引き出すことで、県民の幸福実現を目指しています。

そのためには、暴力やハラスメントの防止等、スポーツの持つ価値や意義が発揮される環境のもと、県民がそれを理解したうえで、努力や行動をすることが必要です。

「県民力を結集したスポーツによる元気なみえづくり」を目指す本県にとって、スポーツの価値の向上は第一義であると考え、基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・暴力、ハラスメント、差別等のない、スポーツの健全性の確保が、スポーツ推進の前提条件となる。
- ・施設を丁寧に利用するといった「スポーツマナー」や、人を思いやりルールを守るといった「フェアプレー」といった概念も盛り込めるといい。
- ・スポーツにおいて暴力や差別がないのは当然として、スポーツの「価値」の向上を目指してはどうか。
- ・国の計画では、全柔連の問題など「スポーツ団体のガバナンス」が、新たなトピックとして加えられた。

3. 基本理念

(2) スポーツ機会の拡充

【条文のイメージ】

スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。

【制定の趣旨】

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と書かれています。この権利の確保のため、子どもから高齢者まで、また、「する」「みる」「支える」人等、全ての県民がスポーツに親しむことができる環境を整備することが必要です。

本県では、「Sport For Everyone」を目指すため、スポーツ機会の拡充を基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・スポーツをすることが当たり前であるという空気づくりを進めるため、保育園や幼稚園といった子どもを対象にした内容を入れるとよい。
- ・障がい者や高齢者に加えて、スポーツに関心が無い、スポーツが嫌いな人たちを巻き込んで、「県民総スポーツ」を目指すためには、スポーツ・レクリエーションが大きな役割を果たす。
- ・大規模大会の開催という事情を考えると、スポーツボランティアの養成等、スポーツを「支える」という視点が重要になってくる。
- ・高齢者が増加している社会状況を踏まえて、子どもから高齢者まで幅広い年齢層への対応が必要である。
- ・スポーツへの参画について、「する」「みる」「支える」のうち、「支える」機会を重視してはどうか。
- ・「県民みんなで」という時に、集団的な「all」の概念よりも、個人の多様性を踏まえて「everyone」の概念を大切にすると良い。

3. 基本理念

(3) さまざまな主体の参画・連携

【条文のイメージ】

スポーツは、県だけでなく、県民、市町、スポーツ関係団体、事業者等が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

【制定の趣旨】

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するために、自主的・主体的に行行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

そのため、県だけでなく、県民及び市町、関係団体、企業など、さまざまな主体が、それぞれの特性に応じて、スポーツを推進することにより、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、さまざまな主体の参画・連携を基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・スポーツの推進において、「企業との連携」という視点は重要で、まさに「協創」の概念にも合致する。

3. 基本理念

(4) 競技力の向上

【条文のイメージ】

スポーツは、県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるように、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

【制定の趣旨】

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍は、県民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、県民の一体感の醸成につながります。また、子どもにとって、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

本県では、全国高等学校総合体育大会や、国民体育大会の開催を契機として、安定した競技力の確保を目指していることから、競技力の向上を基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・トップアスリートが引退後に地域の子どもたちを指導するというようなサイクルを確立し、競技スポーツと地域スポーツがうまく循環する仕組みを盛り込むべきである。
- ・学校を例にすると、運動部が全国大会で活躍すると、学校に活気ができる。同様に、三重県が元気になるためには、スポーツを頑張るという意味で、競技力の向上に力を入れることが必要である。
- ・南北に長い本県の地理的な要因を考慮して、施設の整備や競技力の向上について、北勢、中勢、南勢といった拠点をつくりながら進めるといいのではないか。
- ・指導者の質を担保するためには、ライセンス制度が重要になる。
- ・競技力の向上のために、指導者の養成に加えて、家族や地域が一体となって選手を育てるという視点が必要になる。
- ・ジュニア選手の育成に関しては、就学前の幼児も含めて考えるべきである。
- ・国の計画では、引退後のトップアスリートが地域に帰ってきて指導者になる「好循環」が、新たなトピックとして加えられた。

3. 基本理念

(5) 障がい者スポーツの推進

【条文のイメージ】

スポーツは、障がい者が自立的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされるとともに、障がい者の自立及び社会参加の促進等に資するよう推進されなければならない。

【制定の趣旨】

障がい者スポーツは、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者の自立及び社会参加を促進するとともに、障がい者への理解を深め、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなります。

本県では、全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、さらなる障がい者スポーツの推進を目指していることから、障がい者スポーツの推進を基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・障がい者のスポーツを推進することは、スポーツ施設の充実、支える人材の育成などを通して、スポーツ全体の推進に大きく寄与する

3. 基本理念

(6) スポーツを通した県民の一体感の醸成及び地域の活性化

【条文のイメージ】

スポーツは、世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されるよう推進されなければならない。

【制定の趣旨】

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するもので、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光の組み合わせ（スポーツツーリズム）による交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

本県では、上記したスポーツの持つ価値が地域にもたらす影響力を鑑み、スポーツを通した県民の一体感の醸成及び地域の活性化を基本理念の一つに掲げています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・国際大会や全国大会を積極的に誘致することで、交流人口が拡大し、地域が活性化するとともに、本県は観光資源が豊かなため、スポーツと観光を結びつけた新たな相乗効果が期待できる。
- ・伊勢神宮や鈴鹿サーキット、伊勢湾や御在所岳といった三重県らしいシンボルとスポーツを融合し、条例で触れられると良い。
- ・国体の時に使用している「チームみえ」ではないが、スポーツによる県民の一体感の醸成について、条例で触れられると良い。
- ・スポーツツーリズムも含めて、大規模大会の招致・開催という視点も、昨今注目を集めている。

4. 各主体の役割

(1) 県の責務

【条文のイメージ】

- ①県は、前条に規定するスポーツの推進に関する基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- ②県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、事業者等の間の連携を促進するよう努めるものとする。
- ③県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、県の責務を明記しています。

県は、スポーツに関する施策を推進するにあたり、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、さまざまな主体の連携を促進するよう努めること、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮するよう努めることとしています。

4. 各主体の役割

(2) 市町との連携

【条文のイメージ】

- ①県は、スポーツの推進に関する施策を策定し、実施するにあたっては、市町に対し協力を求めるものとする。
- ②県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、基礎的自治体である、市町との連携について明記しています。

県は、スポーツに関する施策を推進するにあたり、市町に対し協力を求ること、市町がスポーツの推進に関する施策の策定及び実施を促進するために必要な助言及び情報の提供等の支援を行うこととしています。

4. 各主体の役割

(3) 県民の役割

【条文のイメージ】

県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、実際の活動の中心となるべき県民に期待される役割を明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、県民は、スポーツが果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めることとしています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・条例の制定が、行政からの押し付け（上から目線）にならないよう、県民の自主的、主体的な行動を基盤とするべきである。（再掲）
- ・県民力ビジョンをベースに、県民の自主的、主体的な行動を促すことで、スポーツを通して幸福を実現するという考え方には、斬新で素晴らしい。（再掲）
- ・県民の自主性、主体性を重視している部分は、大切にするべきである。（再掲）

4. 各主体の役割

(4) スポーツ関係団体の役割

【条文のイメージ】

スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、実際の活動の担い手となるスポーツ関係団体に期待される役割を明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、スポーツ関係団体は、スポーツが果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めることとしています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・スポーツの推進において、「企業との連携」という視点は重要で、まさに「協創」の概念にも合致する。(再掲)

4. 各主体の役割

(5) 事業者の役割

【条文のイメージ】

事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、事業者に期待される役割を明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的・主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、事業者についても、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めることとしています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・スポーツの推進において、「企業との連携」という視点は重要で、まさに「協創」の概念にも合致する。(再掲)

4. 各主体の役割

(6) 相互の連携

【条文のイメージ】

県、県民、市町、スポーツ関係団体及び事業者は、相互に連携を図りながらスポーツの推進に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、各主体相互の連携について明記しています。

県だけでなく、県民及び市町、関係団体、企業など、さまざまな主体が、それぞれの特性に応じて、スポーツを推進することにより、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、各主体は、相互に連携を図りながらスポーツの推進に取り組むよう努めることとしています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・スポーツの推進において、「企業との連携」という視点は重要で、まさに「協創」の概念にも合致する。(再掲)

5. 基本施策

(1) 推進計画

【条文のイメージ】

- ①知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。
- ②推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- ③知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。
- ④知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【制定の趣旨】

本項は、県が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、知事が推進計画を策定することを明記しています。

スポーツの推進は、継続的かつ効果的に実施する必要があることから、全体的視野・中長期的な視野に立って、一定の目標を設定し計画的に施策を推進するとともに、県民の意見を反映した計画とすることを定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・条例の制定にあたり、スポーツの概念や理念を整理する必要がある。また、条例で示した理念が絵に描いた餅にならないように、実効性を持った計画の策定とセットで考える必要がある。

5. 基本施策

(2) 県民参加の促進

【条文のイメージ】

県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性等に応じたスポーツ活動への自主的、主体的な参加を促進するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、県民のスポーツ活動への参加の促進を明記しています。

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と書かれています。この権利の確保のため、子どもから高齢者まで、また、「する」「みる」「支える」人等、全ての県民がスポーツに親しむことができる環境を整備することが必要です。

そのため、「Sport For Everyone」を目指し、スポーツの持つ意義について県民の理解を深めることで、多くの県民が、関心、適性等に応じて、自主的・主体的にスポーツ活動に参加するよう県民参加の促進について定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・大規模大会の開催という事情を考えると、スポーツボランティアの養成等、スポーツを「支える」という視点が重要になってくる。(再掲)
- ・高齢者が増加している社会状況を踏まえて、子どもから高齢者まで幅広い年齢層への対応が必要である。(再掲)
- ・スポーツへの参画について、「する」「みる」「支える」のうち、「支える」機会を重視してはどうか。(再掲)
- ・「県民みんなで」という時に、集団的な「all」の概念よりも、個人の多様性を踏まえて「everyone」の概念を大切にすると良い。(再掲)

5. 基本施策

(3) 生涯スポーツの推進

【条文のイメージ】

県は、県民が生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、県民が生涯にわたって、身近にスポーツに親しむことができるよう生涯スポーツの推進を明記しています。

スポーツは前文にあるように、人生を豊かにし、県民に幸福をもたらすものです。

そのため、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、全ての県民がレクリエーション活動やその他のスポーツ活動に参加する機会の提供、及び地域における人材の育成等必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・生涯スポーツをさらに押し進めることにより、スポーツを生活の一部にできるような方向性を盛り込む必要がある。
- ・地域コミュニティの再生という意味でも、地域スポーツ及び生涯スポーツの施設の整備、指導者の養成には配慮すべきである。
- ・障がい者や高齢者に加えて、スポーツに関心が無い、スポーツが嫌いな人たちを巻き込んで、「県民総スポーツ」を目指すためには、スポーツ・レクリエーションが大きな役割を果たす。(再掲)
- ・女性のスポーツ実施率は総じて低い状況にある。県全体のスポーツ実施率を向上させるためには、女性に焦点をあててはどうか。

5. 基本施策

(4) 青少年のスポーツ活動の充実

【条文のイメージ】

- ①県は、青少年の心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、青少年のスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- ②県は、学校における体育及び運動部活動の充実を図るため、教員の資質の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、青少年のスポーツ活動の充実について明記しています。

スポーツは、体力や運動能力の向上に資することはもとより、非行の防止、青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与しています。

そのため、学校、家庭、地域と連携した取組の促進と、学校における体育及び運動部活動を充実するため、教員の資質の向上と地域における指導者の活用及び環境の整備を定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・子どものスポーツを推進するためには、保護者や家族、そして地域を巻き込んでいけるような方向性を打ち出すとともに、食育や栄養学といった方面からのアプローチも重要になる。
- ・スポーツを推進するためには、体を動かすことが好きな子どもをつくる教師の養成といった「人づくり」が重要である。
- ・教育におけるスポーツの位置付けを明確にするとよい。
- ・スポーツを通した「青少年の心身の健全な発達」に含まれるかもしれないが、「非行の防止」にも触れてはどうか。

5. 基本施策

(5) 競技力の向上

【条文のイメージ】

- ①県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- ②県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- ③県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に活かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の取得に対する支援並びに環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、スポーツの競技力の向上について明記しています。

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍は、県民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、県民の一体感の醸成につながります。また、子どもにとって、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

そのため、スポーツ選手及びその指導者、関係団体の育成、及びスポーツ選手がその能力を最大限に発揮できるような環境の整備、さらに、スポーツ選手及びその指導者が地域社会において、その能力を活かすことで活躍するとともに、ジュニアの育成につなげるしくみ（好循環）について、必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・トップアスリートが引退後に地域の子どもたちを指導するというようなサイクルを確立し、競技スポーツと地域スポーツがうまく循環する仕組みを盛り込むべきである。（再掲）
- ・学校を例にすると、運動部が全国大会で活躍すると、学校に活気ができる。同様に、三重県が元気になるためには、スポーツを頑張るという意味で、競技力の向上に力を入れることが必要である。（再掲）
- ・指導者の質を担保するためには、ライセンス制度が重要になる。（再掲）
- ・競技力の向上のために、指導者の養成に加えて、家族や地域が一体となって

選手を育てるという視点が必要になる。(再掲)

- ・ジュニア選手の育成に関しては、就学前の幼児も含めて考えるべきである。(再掲)
- ・国の計画では、引退後のトップアスリートが地域に帰ってきて指導者になる「好循環」が、新たなトピックとして加えられている。(再掲)

5. 基本施策

(6) 障がい者スポーツの推進

【条文のイメージ】

県は、障がい者に対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、障がい者スポーツの推進を明記しています。

障がい者スポーツは、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者の自立及び社会参加を促進するとともに、障がい者への理解を深め、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなります。

そのため、市町及びスポーツ関係団体と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加機会の提供等の施策を講ずるよう努めることを定めています。

＜スポーツ推進審議会及び作業部会での意見＞

- ・障がい者のスポーツを推進することは、スポーツ施設の充実、支える人材の育成などを通して、スポーツ全体の推進に大きく寄与する（再掲）

5. 基本施策

(7) スポーツを通した地域の活性化

【条文のイメージ】

県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、スポーツを通した地域の活性化について明記しています。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するもので、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光の組み合わせ（スポーツツーリズム）による誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

そのため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種競技会の開催又は誘致について必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・国際大会や全国大会を積極的に誘致することで、交流人口が拡大し、地域が活性化するとともに、本県は観光資源が豊かなため、スポーツと観光を結びつけた新たな相乗効果が期待できる。（再掲）
- ・伊勢神宮や鈴鹿サーキット、伊勢湾や御在所岳といった三重県らしいシンボルとスポーツを融合し、条例で触れられると良い。（再掲）
- ・国体の時に使用している「チームみえ」ではないが、スポーツによる県民の一体感の醸成について、条例で触れられると良い。（再掲）
- ・スポーツツーリズムも含めて、大規模大会の招致・開催という視点も、昨今注目を集めている。（再掲）

5. 基本施策

(8) 施設の整備等

【条文のイメージ】

- ①県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。
- ②県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。
- ③県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、施設の整備等について明記しています。

スポーツ施設の整備は、県民のスポーツ機会を拡充し、県民参加を促進するとともに、競技力の向上や障がい者スポーツの推進、また、スポーツツーリズムへの取組にも不可欠なものです。

本県においては、年月の経過に伴う施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、スポーツ施設の整備や利用の促進、施設の安全確保とともに障がい者等の利便性向上、災害に対する配慮、さらに県が設置する学校やその他の施設の有効活用について定めています。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・身边に体を動かすことができる公園やプロスポーツに親しむことができるスポーツ施設の整備といった「環境づくり」が重要になる。
- ・南北に長い本県の地理的な要因を考慮して、施設の整備や競技力の向上について、北勢、中勢、南勢といった拠点をつくりながら進めるといいのではないか。（再掲）
- ・東日本大震災以後、体育館やグラウンドといったスポーツ施設の災害時に果たす役割が注目されており、スポーツによる国土強靭化（レジデンス）といった視点も今後必要になってくる。

5. 基本施策

(9) 健康の保持増進等

【条文のイメージ】

県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、健康の保持増進等について明記しています。

スポーツは、県民の健康の保持増進、生活習慣病をはじめとする疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりに大きな役割を果たします。

特に、社会の高齢化が急速に進む中、本県における高齢化率は、全国平均を上回る数値となっており、高齢者の健康づくりは大きな課題となっています。

そのため、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供やその他の必要な施策を講ずるよう努めることを定めていきます。

<スポーツ推進審議会及び作業部会での意見>

- ・健康づくりという観点から、スポーツをする責務を、ある程度踏み込んで盛り込んではどうか。

6. 推進体制

(1) スポーツ推進審議会

【条文のイメージ】

県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一緒にとなってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

【制定の趣旨】

基本施策（1）において、県が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたっては、知事が推進計画を策定すること、及び推進計画には県民の意見を反映できるような措置を講ずるよう定めています。また、本県においては、県民の自主的・主体的な行動によるスポーツの推進を目指しており、県民と一緒にとなって推進する必要があります。

そのため、本項では、スポーツの推進に関する施策について、県民の意見を反映するために、三重県スポーツ推進審議会で審議することを明記しています。

6. 推進体制

(2) スポーツ推進月間

【条文のイメージ】

県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本県では、スポーツを「人生を豊かにするもの」と捉え、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するために自主的・主体的に行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

本項では、県民のスポーツに対する関心と理解を深め、自主的、主体的にスポーツ活動に参画するための契機として、スポーツ推進月間を設け、ふさわしい事業を実施するよう努めることを明記しています。

6. 推進体制

(3) 顕彰

【条文のイメージ】

県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

【制定の趣旨】

本県では、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会において輝かしい成績を収め、県民に夢、感動、勇気を届けている選手がいます。

また、地域スポーツにおいては、「する」「みる」「支える」といったさまざまな活動を通して、長年、スポーツの推進に多大な貢献をしている人がいます。

これらスポーツで顕著な成績を収めた人、及びスポーツの推進に大きく寄与した人を顕彰し、広く県民に周知することで、県民のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めることを明記しています。

6. 推進体制

(4) 財政上の措置

【条文のイメージ】

- ①県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ②県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財源を確保するため、県民及びスポーツ関係団体、事業者等に対し広く協力を求めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、スポーツの推進に関する施策は長期的な展望に立って、継続的に行われる一方で、これに要する費用を確保する必要があることから、県において必要な財政上の措置を講ずる努力義務を明記しています。

また、県は、体育スポーツ振興基金への寄付等を通してスポーツを支える活動への協力を求めるなどを明記しています。